

告
示

埼玉県告示第八百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

ケアサポートあげ お居宅介護支援 事業所		老人保健施設すぎ とナーシングケア					ゆたか	名称
上尾市原市一二 七四一		北葛飾郡杉戸町 才羽二一〇					春日部市谷原新 田二二二〇	所在地
居宅介護支援	介護予防短期入所 療養介護	介護老人保健施設	短期入所療養介護	介護予防通所リハ ビリテーション	通所リハビリテー ション	介護予防短期入所 生活介護	短期入所生活介護	サービスの種類
平成二十七年十一 月三十日		平成二十七年十二 月三十一日		平成二十年三月三 十一日		令和六年二月二十 九日		廃止年月日

深谷地域福祉事業 所だんらん				株式会社エミール 介護センター イサービスセン ター五合苑		介護支援センター 心				ピンコロプラン朝霞		
深谷市原郷六九一 ―				熊谷市日向九二一 ―二		東松山市殿山町二 三―一八				朝霞市岡一―二― F 一三渡邊ビルB一		
特定介護予防福祉 用具販売	介護予防福祉用具 貸与	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	居宅介護支援	通所介護	居宅介護支援	通所介護	特定介護予防福祉 用具販売	介護予防福祉用具 貸与	特定福祉用具販売	福祉用具貸与	居宅介護支援
平成三十一年三月 三十一日				平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十七年十二 月三十一日	平成二十七年七月 三十一日	平成二十五年四月 三十日				平成二十七年十一 月三十日

デイサービス さかえだ	新座ライフ老人 デイサービス	福祉の里老人 デイサービスセン ター	老人介護支援 センター 晴和苑	デイサービス センター グレイブ	デイサービス センター 楓
新座市栄五―四― 四	新座市野火止四― 一―二―六	新座市新塚五〇六 ―一―一四	新座市東三―七― 二六	秩父市蒔田一七九 〇―三	秩父市荒川上田野 七五五―九
通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	通所介護	通所介護
平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日	平成二十八年三月 三十一日